

平成17年(ワ)第14143号 謝罪広告等請求事件(第1事件)
平成17年(ワ)第24104号 謝罪広告等請求事件(第2事件)
平成19年(ワ)第6821号 謝罪広告等請求事件(第3事件)

原告証拠提出書

平成19年6月22日

第1 人証の表示

1

原告 マリック・ベルカンヌ (同行・主尋問予定時間約15分)

2

原告 菅野賢治 (同行・主尋問予定時間約15分)

第2 証明すべき事実

1 原告マリック・ベルカンヌ

- (1) 被告石原の発言によって、母語とフランス文化を貶められ、フランス語を母語として話すことや、フランス語社会の一員であることについての社会的名誉及び名誉感情が著しく傷つけられた事実。
- (2) 被告石原の発言によって、フランス語学校の運営又は経営することの価値を貶められ、これに携わることについての社会的名誉及び名誉感情が著しく傷つけられた事実。
- (3) 被告石原の発言によって、フランス語学校の生徒募集の機会を危うくされ、営業上の損害を受けた事実。

2 原告菅野賢治

- (1) 被告石原慎太郎の東京都立大学の仏文学専攻希望者の人数等についての発言が、虚偽である事実。
- (2) 被告石原の発言によって、フランス語の研究及びその成果の教授活動の価値を貶められ、これに携わることについての社会的名誉及び名誉感情が著しく傷つけられた事実。

第3 尋問事項

追完する。